明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**四）　一

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（**同**五）　六

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**九一）　一〇

○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（**厚生労働**二一七）　一二

○飼料の公定規格の一部を改正する件（**農林水産**六三一）　一三

○肥料を登録した件（**同**六三二）　一四

○農薬を登録した件（**同**六三三～六三五）　一五

○農薬の登録が失効した件（**同**六三六）　一六

○兼用キャスクが安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる地震力等を定める告示（**原子力規制委**二）　一七

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係　一八

裁判所

破産、免責、再生関係　一八

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係　一八

地方公共団体

行旅死亡人関係　一八

会社その他

会社決算公告　一五

規則

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月二日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志